

○福津市自動車駐車場条例

平成22年12月10日

条例第22号

改正 平成26年6月25日条例第9号

福津市自動車駐車場条例(平成17年福津市条例第101号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 この条例は、自動車利用者の利便に資するとともに、自動車の秩序ある適正な駐車を促進し、もって道路交通の円滑化を図り市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的として自動車駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の区分、名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有料の駐車場

名称	位置
福間駅さいごう口自動車駐車場	福津市日蒔野一丁目102番

(2) 無料の駐車場

名称	位置
宮地浜駐車場	福津市宮司浜四丁目2274番84

(利用時間)

第3条 駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(駐車場の休止)

第4条 市長は、駐車場の補修その他の事由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 市長は、前項の規定により駐車場の供用を休止したとき、又は休止している駐車場の供用を開始しようとするときは、当該駐車場内の見やすい箇所に、その旨を掲示するものとする。

(利用の許可)

第5条 駐車場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、駐車場への入場をもってなされたものとみなす。

(利用できる車両)

第6条 駐車場を利用できる車両は、規則で定める自動車(以下「自動車」という。)とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これ以外のものを駐車させることができる。

(使用料)

第7条 有料の駐車場を利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上特に必要と認めるときには、使用料を減免することができる。
(使用料の還付)

第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときには、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を制限することができる。

- (1) 駐車場の収容能力を超える駐車があったとき。
- (2) 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)が第11条に掲げる行為を行ったとき、又は行う恐れがあるとき。
- (3) 利用者が福津市暴力団等追放推進条例(平成21年福津市条例第17号)第2条第2号から第5号までに掲げるものの利益になると認められるとき。
- (4) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(行為の禁止)

第11条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、又は損傷すること。
- (3) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は悪臭を発する物品を持ち込むこと。
- (4) 指定された場所以外に自動車を駐車すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(監督処分)

第12条 市長は、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者に対し、利用の中止、原状回復又は自動車の移動を命ずることができる。

2 市長は、駐車場の管理上やむを得ない必要が生じた場合は、前項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第13条 市長は、駐車場における盗難、破損、自動車相互の接触若しくは衝突によって生じた損害又は火災その他の不可抗力によって生じた損害について、その賠償の責めを負わない。

2 指定管理者又は利用者は、その責めに帰すべき理由により駐車場の施設等を破損し、若しくは滅失して市に損害を与えたときは、これを原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(長期駐車自動車に対する措置)

第14条 市長は、駐車場に規則で定める期間を超えて継続して駐車した自動車がある

ときは、当該自動車に係る所有者又は利用者(以下「所有者等」という。)に対し、利用を中止し、当該自動車を撤去するよう命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により利用の中止を命じたにもかかわらず、所有者等が自動車の撤去を行わないとき、又は、所有者等の氏名及び住所を知ることができない等の理由により、利用の中止及び撤去を命ずることができないときは、当該自動車を撤去し、保管することができる。

(保管した自動車に係る措置)

第15条 市長は、前条第2項の規定により自動車を保管したときは、その旨を告示するとともに、当該自動車の所有者等に当該自動車を返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による告示の日から規則で定める期間を経過してもなお当該自動車を返還できない場合は、当該自動車を売却することができる。この場合において、当該自動車につき、買受人がないとき、又は売却できないと認められるときは、市長は、当該自動車につき廃棄等処分をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定により売却した代金を、第1項の規定による告示の日から6月保管しなければならない。
- 4 市長は、売却後、第1項の規定による告示の日から6月以内に当該自動車の所有者等から請求があったときは、売却した相当の代金を返還しなければならない。

(撤去及び保管等に要した費用の徴収)

第16条 市長は、第14条第2項の規定により自動車を撤去し、保管したときは、当該自動車の撤去及び保管に要した費用を当該自動車の所有者等から徴収する。

- 2 市長は、第15条第2項の規定により自動車を売却し、又は、廃棄したときは、当該自動車の売却又は廃棄に要した費用を当該自動車の所有者等から徴収する。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、駐車場の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により市長が指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合は、第5条、第6条、第10条、第12条、第13条及び第22条第2項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て第3条に定める利用時間の変更及び第4条に定める駐車場の全部又は一部の供用の休止を行うことができる。
- 4 指定管理者は、前項の規定により駐車場の供用を休止したとき、又は休止している駐車場の供用を開始しようとするときは、当該駐車場内の見やすい箇所に、その旨を掲示するものとする。

(指定管理者の指定の手続き等)

第18条 指定管理者の指定の手続き等については、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年福津市条例第158号)の規定を適用する。

(指定管理者の管理の基準)

第19条 指定管理者は、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に駐車場の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第20条 第17条に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の利用の許可(その取消しを含む。)及び不許可に関すること。
- (2) 駐車場の運営に関すること。
- (3) 駐車場の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務に関すること。

(利用料金)

第21条 第17条の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合において、有料の駐車場を利用する者は、第7条に規定する使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 4 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金の全部又は一部を減免することができる。
- 5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(原状回復)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、その指定が取り消されたとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、駐車場の施設等を速やかに原状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときはこの限りでない。

- 2 利用者は、その利用が終わったとき、又は第12条の規定により利用の中止を命じられたときは、駐車場の施設等を速やかに原状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときはこの限りでない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた利用者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日までに、改正前の福津市自動車駐車場条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年6月25日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

名称	金額
福間駅さいごう口自動車駐車場	20分までは無料。20分を超える場合は、駐車した時から1時間までごとに100円 ただし午前0時から午前6時までの間は2時間までごとに100円